

奨学金等返還免除対象医療機関（公的医療機関等）の新規指定について

1 要旨

県内の医療提供体制の確保に向けて、地域の実情に応じて必要な医師を必要な医療機関に柔軟に配置できるよう、広島県医師育成奨学金等の返還免除対象医療機関（公的医療機関等）の見直しを行い、令和6年12月に関係条例及び規則を改正したため、新たに指定する医療機関について協議する。

2 改正内容

広島県医師育成奨学金の免除要件として規定している、医師として従事する医療機関（公的医療機関等）に「知事が別に指定する病院又は診療所」を加えた。

(1) 改正条例・規則

修学資金等の返還債務の免除に関する条例及び広島県医師育成奨学金貸付規則

(2) 改正理由

- 本県医師の確保・育成対策については、令和5年9月に策定した高度医療・人材育成拠点基本計画において、医師の配置・循環の仕組みづくりを段階的に進めることとしている。
- 具体的には、県全体の医師の配置調整を行う委員会を立ち上げるとともに、地域の拠点病院を中心として、医師の配置・循環を行う地域医療ネットワークを県内全ての2次医療圏に整備できるよう、調整を進めているところである。
- 一方で、地域によって医療提供体制は様々であり、救急医療体制やへき地医療など、地域で不可欠な役割を担っている医療機関は、現在、条例で規定している公的医療機関等に限られない実態がある。こうした実態を踏まえ、各地域医療ネットワークにおいて、必要な医師を必要な医療機関に配置できるよう、改正を行った。

(3) 公布日

令和6年12月23日（同日施行）

【参考】現行の県内の公的医療機関等（病院のみ記載）

区分		医療機関名	
医療法第31条	県	5病院	県立広島、福山若草園、安芸津、県リハセンター、わかば寮
	市町	11病院	安芸市民、尾道市民、福山市民、湯が丘、三次中央、公立みつぎ、神石高原町立、公立世羅中央、安芸太田、西城市民、下蒲刈
	日本赤十字社	3病院	広島赤十字、庄原赤十字、三原赤十字
	厚生農業協同組合連合会	3病院	J A 広島、J A 尾道、J A 吉田、
	恩賜財団済生会	2病院	済生会広島病院、済生会呉病院
国立大学法人	1病院	広島大学	
地方独立行政法人	6病院	広島市民、安佐市民、舟入、広島市リハセンター、府中市民、府中北	
独立行政法人 国立病院機構	5病院	西広島医療センター、東広島医療センター、福山医療センター、呉医療センター、賀茂精神医療センター	
独立行政法人 労働者健康福祉機構	1病院	中国労災病院	
合計	37病院		

3 新たに指定する医療機関の決定方法

地域性や医療機関の持つ機能などについて、大学や医師会など医療関係者と協議した上で、最終的に、医療関係者や行政、住民団体等で構成する広島県医療対策協議会において決定する。

新たに指定する医療機関について（案）

1 医療機関名

- 因島医師会病院
- 三次地区医療センター

2 指定理由

両病院は中山間地域に所在しており、救急医療など政策医療上重要で公益に資する役割を担っている病院であるため。

3 その他

中山間地域の指定病院は、病床数等を踏まえ、便宜上、「中堅病院」または「中小病院」に区分しており、今回指定する2病院は「中小病院」とする。